

平成22年度 車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用) 特別教育のご案内

平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、首題の件、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、機体重量が3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務には、事業者が行なう特別教育を修了した者でなければ就業できないことになっております。

(罰則：6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)

当社では下記の日程で、事業者の方に代わって、運転資格取得のための特別教育を計画いたしておりますので、ご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

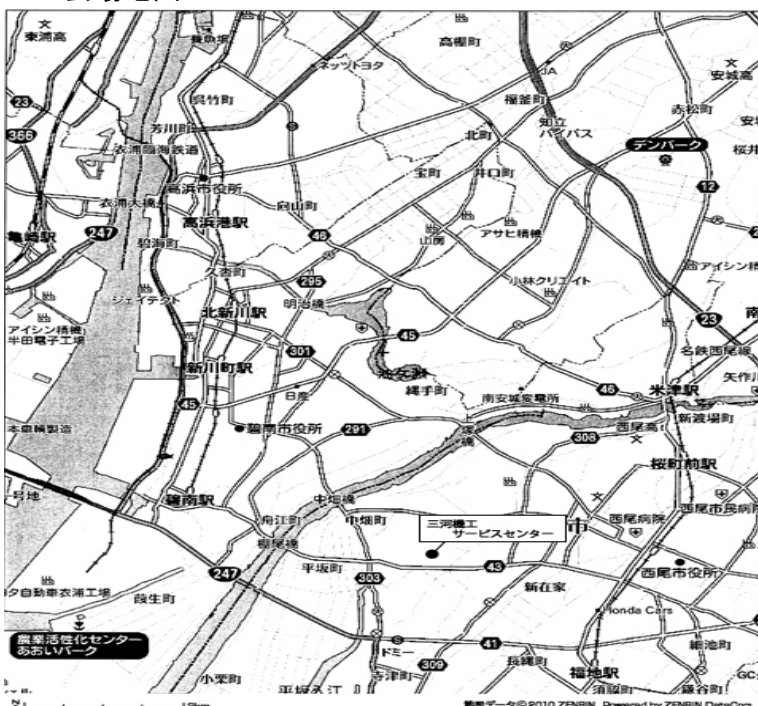
1. 日時 平成 22年 10月 2日 (土曜日)
午前9時～午後5時 受付：午前8時30分より
2. 会場 株式会社三河機工サービスセンター 会議室
3. 受講料 12,000円 (テキスト、昼食代含む)
4. 持参する物 筆記用具
5. 受講資格 満18歳以上で実技教育を修了された方
6. その他 事前に特別教育申込書に写真を貼り付けのうえ提出をお願い致します。
申込書、写真2枚(裏に記名お願いします。)

参加人数が10名未満の場合は、中止する場合がございます。日程を変更いたします場合は事前にご連絡いたします。他の実施日に変更いただく場合もございますのでご了解御願ひ致します。

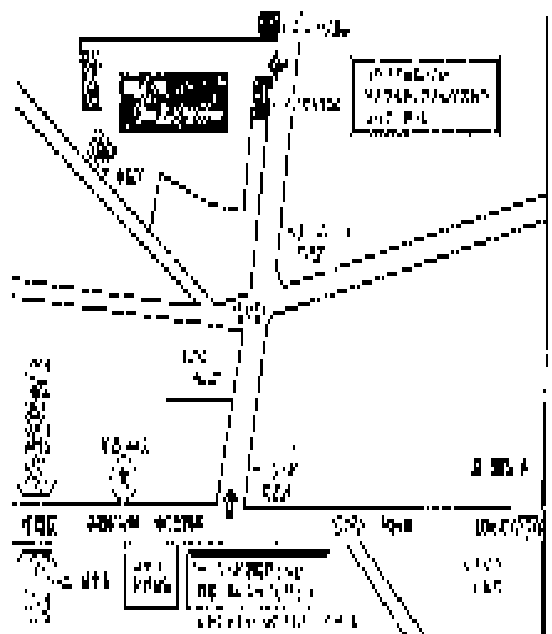
又、人数により会場が変更になる事もございますので、都度ご確認を御願ひ致します (0563)56-3535

担当 井野・岩田

会場地図



会場 愛知県西尾市平坂町坂下17-1



TEL 0563-58-1781